

税・社会保障関係の手続きでは、マイナンバーカード等の提示が必要となります

出張所

マークのあるものは、出張所でも受付しています。

転出

に関連するおもな手続き

下記にあてはまる方は世帯にいますか？ あてはまる手続きをご自身で確認してください		手続き	必要なもの	該当	受付窓口	受付済
住所 戸籍	マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードのいずれかをお持ちの方	転出先でマイナンバーカード、住民基本台帳カードの継続利用（住所変更）	（お持ちの方） ・マイナンバーカード ・住民基本台帳カード		転出先の市区町村	
	申請したマイナンバーカードを受け取っていない方	転出先で再申請が必要です	転出先の市区町村にご相談ください			
	印鑑登録をしている方	転出予定日で自動的に登録廃止になります	印鑑登録証はご自身で裁断の上、処分してください		市民課 出張所 西館 1 階 緑の 1 番窓口 TEL:37-6100	

※各種保険証・受給者証等を転出日まで使う予定のある方は、転出後に郵送で返却いただくことも可能です

保険 年金	国民健康保険に加入している方	・国民健康保険の脱退 ・保険証の返却	国民健康保険証		国保年金課 西館 1 階 緑の 2 番窓口 TEL:37-6101	
	→70 歳から 74 歳までの方	高齢受給者証の返却	国民健康保険証兼高齢受給者証			
	→修学のために転出する方	負担区分等証明書の受取（郵送の場合有） ※転出先へ提出してください				
	→修学のために転出する方	転出先で引き続き小城市の保険証を使う手続き	在学証明書または学生証			
	→住所地利例に該当する施設に転出する方		在所（園）証明書			
	→世帯に後期高齢者医療制度の加入者がいる方	・特定同一世帯所属者証明書の受取 ・旧被扶養者異動連絡票の受取 ※転出先へ提出してください				
	75 歳以上の方または 65 歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方	保険証の返却	後期高齢者医療保険証			
	→佐賀県外へ転出する方	負担区分等証明書の受取 ※転出先へ提出してください				
高 齢	各種認定証をお持ちの方	各種認定証の返却	・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証 など			
	海外へ出国する方	これからの年金についてのご相談 ・国民年金喪失 ・国民年金の任意加入のご相談				

障がい	65 歳以上の方	・佐賀中部広域連合外へ転出される方は介護保険証の返却 ・佐賀中部広域連合内へ転出される方は手続不要	介護保険証		高齢障がい支援課 西館 1 階 オレンジの 4 番窓口 TEL:37-6108	
	→住所地利例に該当する施設に転出する方	※転出先へ佐賀中部広域連合が介護保険証を後日郵送				
	要介護認定を受けていた方	・佐賀中部広域連合外へ転出される方は転出先での手続の説明及び保険証の返却 ・佐賀中部広域連合内へ転出される方は手続不要	介護保険証			
	重度心身障がい者の医療費受給資格をお持ちの方	・受給者資格変更届	重度心身障害者医療費受給者証（交付されている方）			

こども	小学生・中学生のお子さんがいる方	転校手続き（転出学通知書の交付）	※転出学通知書 1 部をこれまで通っていた学校にご提出ください。 ※これまで通っていた学校から、「在学証明書」と「教科用図書給与証明書」を受領し、転出先へ提出してください。		これまで通っていた学校	
	放課後児童クラブを利用している方	退級手続き	退級届の提出		通っていた児童クラブまたは 教育総務課 東館 2 階 オレンジの 9 番窓口 TEL:37-6130	
	児童手当を受給している方（0 歳～中学生）	児童手当資格消滅届 ※公務員世帯の方は勤務先にお問い合わせください	転出先での申請遅れに注意してください		社会福祉課 西館 1 階 オレンジの 5 番窓口 TEL:37-6107	
	子どもの医療費受給者証をお持ちの方（0 歳～中学生）		子どもの医療費受給者証			
	ひとり親家庭等に該当している方	児童扶養手当の住所変更	※受付窓口でご相談ください ひとり親家庭等医療費受給者証			
	妊娠中の方	小城市の妊婦健康診査受診票と産婦健康診査受診票は使えなくなりますので、転出先でさしかえの手続きをしてください ※小城市を転出後に使用されると全額自己負担になる場合があります。	・小城市妊婦健康診査受診票 ・小城市産婦（2 週間・1 か月）健康診査受診票 ・母子健康手帳		転出先の市区町村	
	0 歳～就学前のお子さんがいる方	・乳児健康診査・予防接種の手続き ・小城市の乳児健康診査（補助券）や予防接種予診票が使えなくなりますので、転出先で手続きをしてください。	・母子健康手帳 ・乳児健康診査補助券 ・予防接種の予診票 ※転出先の市区町村にご相談ください。			
	保育園等に入園しているお子さんがいる方	退園手続き				
	特別児童扶養手当を受給している方	特別児童扶養手当の住所変更	※受付窓口でご相談ください		高齢障がい支援課 西館 1 階 オレンジの 4 番窓口 TEL:37-6108	
	重度心身障がい者の医療費受給者証をお持ちの方	受給者資格変更届	重度心身障害者医療費受給者証			
	上記の各種制度を転出先で申請する方	所得課税証明書の取得 ※転出先の市町村で各種手続きの際、「所得課税証明書」を提出してください	本人確認書類（免許証など）			
					転出先の市区町村	

税・料金	上水道の使用をやめる方 小城市・三日月町久米の一部（甘木、本告、久米）	水道異動届（閉栓）の申請		小城市水道課 (ゆめぶらっと小城1階) TEL:73-8804	
	上水道の使用をやめる方 三日月町（甘木、本告、久米以外）、牛津町、芦刈町	※佐賀西部広域水道企業団にお問い合わせ ください。（WEB申請有）	ホームページ2次元コード 	佐賀西部広域水道企業団（料金課） TEL：68-2225	
	下水道の使用をやめる方	使用廃止の申込み	「下水道使用廃止届書」を郵送・メール・FAX・下水道課窓口にてご提出ください。FAX：37-6174 Mail：gesuidou@city.ogi.lg.jp	下水道課 東館2階 青の7番窓口 TEL：37-6122	
	軽自動車を所有している方	※転出先の管轄の軽自動車検査協会でご相談ください		税務課 西館1階 青の8番窓口 TEL:37-6103	
	126 cc以上の軽二輪・小型二輪を所有している方	※転出先の管轄の運輸支局でご相談ください			
	原付バイク・小型特殊を所有している方	標識返納の申請	※受付窓口又はお電話にてご相談ください		
	小城市に土地や家屋をお持ちの方	※送付先を指定される場合はご相談ください			
	海外に転出される方	納税管理人のご相談			
	未納となっている税のご相談	納税相談			
その他	市営住宅を退去する方	市営住宅の退去手続き	※受付窓口でご相談ください。	定住推進課 東館1階 青の4番窓口 TEL:37-6150	
	佐賀県パーキングパーミット（身障者用駐車場利用証）を返却する方	利用証の返却手続き	※お客様の状況により 手続き場所が異なります まずはお電話でご確認ください	社会福祉課 西館1階 オレンジの5番窓口 TEL:37-6107	
	粗大ごみの処分が必要な方	（ごみの出し方パンフレット）	※※受付窓口でご相談ください。	環境課 出張所 西館1階 緑の3番窓口 TEL:37-6102 廃棄物中継センター TEL：37-6145	
	犬を飼っている方	・犬も転出する場合：小城市環境課にて 登録状況の確認+転出先の自治体にて犬 の転入手続 ・犬は市内に残る場合：小城市環境課にて 犬の所有者変更など	・犬も転出する場合：転出先の自治 体に鑑札、注射済票を持参ください	・犬も転出する場合 環境課+転出先の自治体 ・犬は市内に残る場合 環境課 出張所	

小城市ホームページ <http://www.city.ogi.lg.jp/>



〒845-851 佐賀県小城市三日月町長神田 2312 番地 2
電話番号：0952-37-6111（代表）
開庁時間（月曜日～金曜日） 8時30分から17時15分まで
※土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日までを除く

手続きチェックシート 転出

他の市町村へ引越しされる方へ

忘れずにお持ちください

転出届

- ・転出することが決まってから実際に転出するまでの間に、あらかじめ届出が必要です（転出するまでに届出ができなかった場合は転出後14日以内）

《届出に必要なもの》

- ・国外に転出される方でお持ちの方は
マイナンバーの「通知カード」または「マイナンバーカード」

住み始めてから **14日以内**に、
「転出証明書（またはマイナンバーカード、住基カード）」を持
参して新しい住所地の市区町村役場で転入届をしてください



関連する手続きは内側にあります

必要な書類がそろわない手続きは、
後日あらためてご来庁いただく場合があります。

本人確認書類

市役所で手続きの際は本人確認をいたします。
本人確認書類の提示をお願いいたします。

1点で
本人確認
できるもの

＜官公署が発行した、顔写真付きで身分を
証明できるもの、免許証、許可証＞



運転免許証



マイナンバーカード

そのほか

- ・パスポート
- ・障害者手帳
- ・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など

確認に
2点が必要なもの

- ・健康保険証
- ・介護保険証
- ・顔写真付きの社員証、学生証など

・年金手帳※

※年金手帳は令和4年4月1日に廃止されましたが、引き続き
本人確認書類としてご利用いただけます。

代理人の方が手続きするときは

1. 代理人として来られた方について本人確認をいたします。
2. 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や
委任状等により確認させていただきます。
3. 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方の
マイナンバー（個人番号）をご提示いただきます。